

佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、がん対策の一環として、有効な治療法でありながら公的医療保険の適用がないがん先進医療の普及を図るため、がん先進医療を受けた者に対し、予算の範囲内において治療費助成金を交付することとし、その治療費助成金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「がん先進医療」とは、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）第2項及び第3項に規定された先進医療のうち、がん治療を目的とした医療をいう。

(助成の対象者)

第3条 治療費助成の対象となる者は、国内で平成25年10月1日以降にがん先進医療を開始した患者で、治療開始日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者とする。

(助成の対象経費)

第4条 治療費助成の対象となる経費は、がん先進医療に係る費用（以下「技術料」という。）とする。

(助成額)

第5条 助成額は、一つの部位における一つのがん先進医療につき技術料の10分の1以内とし、通算して300千円を限度とする。なお、助成額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 同一の部位における再発で、再び同一のがん先進医療を受けた場合は、通算せず、前項に規定する助成額を受けることができる。

(交付申請及び交付請求)

第6条 治療費助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1号による治療費助成金交付申請書・交付請求書（以下「交付申請書・交付請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、技術料の支払日から1年内に知事に提出しなければならない。

(1) 患者本人の住民票

(2) 様式第2号による治療実施証明書又はがん先進医療の技術名、治療開始日、治療費及び支払日が確認できる患者本人宛ての領収書

(3) その他知事が必要と認める書類

(治療費助成金の支払)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書・交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認める場合には、治療費助成金を交付申請者に支払うものとする。この場合、交付申請者の指定口座への治療費助成金の振込をもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。なお、不適當と認める場合には、その旨を交付申請者に通知するものとする。

(治療費助成金の返還)

第8条 知事は、治療費助成の交付申請から治療費助成の終了までの間に提出された書類に虚偽があったときは、治療費助成の打切り若しくは既に交付した治療費助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。